

## 住民票を取得される方へ (個人番号(マイナンバー)の取扱い)

 日本小型船舶検査機構

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆる、マイナンバー法)の運用開始に伴い、個人番号(マイナンバー)の住民票への記載が平成28年1月から始まりました。小型船舶登録に関して、登録名義人の氏名及び住所の変更(ただし、登録上の住所と現在の住所の繋がりが確認できるもの)時に提出する目的で取得していただく住民票につきましては、**個人番号(マイナンバー)の記載がないもの**をご用意いただくようお願い致します。

◆個人番号(マイナンバー)の記載がある住民票の提出先は、法律によって、限定的に定められています。

◆JCIが、個人番号(マイナンバー)の記載がある住民票を要求することはありません。

なお、詳しくは最寄りの JCI 支部にお問合せください。